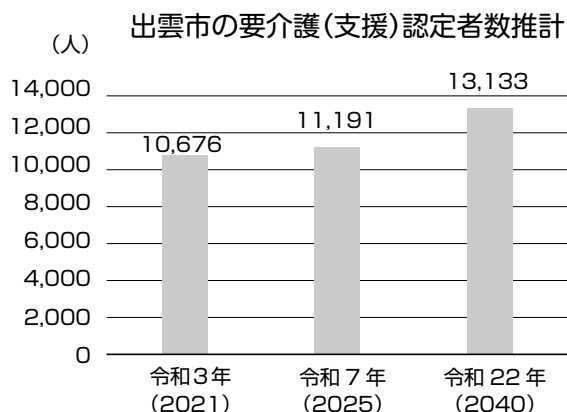
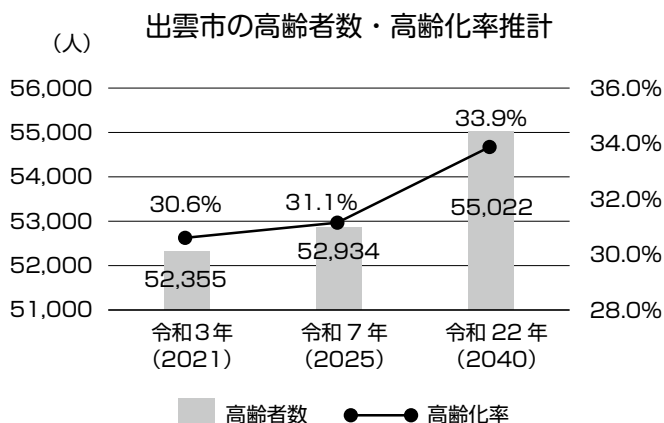


第8期(令和3年度(2021)～令和5年度(2023)) 出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

出雲市では、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活が継続できることを目標に掲げ、「第8期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

この計画では、高齢者数の将来推計等を行いながら、今後3年間の介護サービス必要量を見込み、また、介護予防・生活支援・医療と介護の連携等、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいきます。

詳しくは、市ホームページに計画を掲載していますのでご覧ください。



具体的な取組

○住民主体の介護予防活動に対する支援

◇介護予防や健康づくりに取り組む住民の「通いの場」にリハビリテーション等の専門職を派遣し、介護予防に効果のある体操の指導や助言を行います。

○住民同士の支え合い活動の活性化

◇地域住民による支え合いの仕組みづくりを支援するとともに、地域での支え合い活動が継続できるよう、担い手確保などの取組を推進します。

○在宅医療と介護の連携の推進

◇医療や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護の関係者の連携を深化させる取組を行います。

◇自身や家族が、在宅での療養が必要となったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療や介護について理解を深め、考えるきっかけとなる取組を推進します。

○認知症ケアの推進

◇認知症サポーターの養成などにより、認知症の正しい理解の普及や認知症の人や家族を見守る地域づくりを進めます。

◇認知症の早期発見・早期対応の取組や認知症の人と家族を支援するネットワークづくり（認知症カフェやオレンジサポーターの取組）を推進します。

○介護サービス基盤の整備

◇医療ニーズの高い高齢者等を支える地域密着型サービスの整備を行います。

◇介護人材確保・定着施策を推進し、将来的に質の高い安定した介護サービスの提供体制づくりを進めていきます。

第8期(令和3年度～令和5年度)介護保険料を決定しました

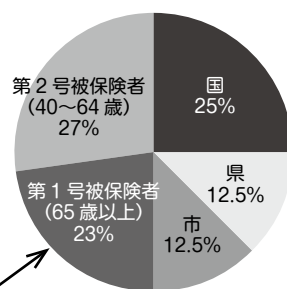
65歳以上の人(第1号被保険者)の
保険料基準額は **6,260円(月額)** です

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、3年ごとに見直しを行っており、計画で見込んだ介護サービス給付費等の費用がまかなえるよう算出しています。

第8期(令和3年度～令和5年度)計画の保険料基準額は、第7期(平成30年度～令和2年度)計画の保険料基準額と同額です。

一人ひとりの保険料は、介護保険の大切な財源です。社会全体でこの制度を支えていくよう、皆さまのご理解をお願いします。

【介護保険財源割合】



<保険料基準額の考え方>

出雲市で必要な介護サービスの
総費用(見込額)

×

65歳以上の人
の負担分(23%)

÷12か月=

**月額
基準額**

出雲市の65歳以上の人数

介護保険料(令和3～5年度)

保険料段階	対象者	保険料率 (×基準額)	年額
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.3	22,536円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.45	33,804円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.7	52,584円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	67,608円
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	75,120円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	90,144円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.3	97,656円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.5	112,680円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.7	127,704円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上640万円未満の人	1.9	142,728円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が640万円以上800万円未満の人	2.2	165,264円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.4	180,288円

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合は、それにかかる特別控除額を差し引いた額を適用します。

※「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から年金収入にかかる所得を差し引いた金額のことで、

※令和2年中の合計所得金額に、給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該合計所得金額から10万円を控除します。

4月中旬に仮徴収額の通知を郵送しています

仮徴収とは、令和2年中の収入等が確定していないため、令和元年中の収入等をもとに仮で保険料を算定し、その年額のおおよそ2分の1を、4・6・8月の3回で納めていただくものです。

その後、本徴収として、令和2年中の収入等をもとに確定した年額から仮徴収額を引いた残りの額を、3回に分けて納めていただきます。本徴収額は7月ごろに通知します。

おたすね/高齢者福祉課 ☎21-6212 ・ 医療介護連携課 ☎21-6106
(介護保険料については、高齢者福祉課 ☎21-6212)